

議第 1 号

政治資金の透明性と公正性を高め、国民の信頼回復を求める意見書

上記意見書を関係行政庁へ提出したいので、地方自治法第 9 9 条及び京丹後市議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により、別記のとおり提出する。

京丹後市議会議長 谷 津 伸 幸 様

令和 6 年 3 月 2 7 日

提出者 京丹後市議会 議会運営委員会委員長 田 中 邦 生

(別記)

政治資金の透明性と公正性を高め、国民の信頼回復を求める意見書

本来、政治活動は国民の監視と批判の下で行われるべきであり、政治資金規正法は、「政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与すること」を目的とした重要な法律である。

しかし、近年、政治資金パーティーにおける収入の一部が政治資金収支報告書への不記載等、政治資金規正法違反の疑いが指摘される事件が相次いで発覚し、強制捜査が行われる事態にまで進展している。これらの問題行為は、物価高騰など、多くの課題に直面する国民生活への配慮を欠いた行為であるだけでなく、政治資金規正法の趣旨から逸脱したものであり、制度の信頼性を大きく損ねるものである。

ついては、政治資金規正法の目的・基本理念に立ち返り、国民の疑念を払拭し、民主政治の健全な発達に寄与することができるよう、政治資金規正法に基づく制度の厳格化と透明化に向けた改正や運用の改善に向けた議論が進められるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年     月     日

様

京都府 京丹後市議会